

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律

(平成一八年六月二一日法律第八九号)

一、提案理由(平成一八年三月二三日・衆議院農林水産委員会)

中川国務大臣

……………(略)……………

続きまして、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

砂糖及びでん粉は、各種食品の原材料として、国民生活上必要不可欠な物資であります。これらの原料作物である甘味資源作物及びでん粉原料用芋の生産につきましては、我が国の農業の生産条件が諸外国に比して不利となっており、これを補正していくことが重要な政策上の課題となっております。

現在、砂糖及びでん粉につきましては、政府が定める最低生産者価格または原料基準価格以上の価格で取引された甘味資源作物またはでん粉原料用芋から製造された砂糖またはでん粉を対象に支援する措置が講じられており、これらを通じて甘味資源作物及びでん粉原料用芋の生産者の所得の確保が図られております。

しかしながら、このような仕組みにおきましては、砂糖またはでん粉の市況が生産段階に的確に伝達されないことから、需要に即した生産を今後より一層推進し、国内産糖及び国内産芋でん粉の安定供給を図っていくため、その支援手法を見直すとともに、でん粉の価格調整制度を創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法を見直すこととし、最低生産者価格を廃止して、甘味資源作物の生産者及び国内産糖製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する仕組みに転換いたします。

第二に、でん粉について、新たに価格調整の仕組みを創設することとし、輸入に係るでん粉等について独立行政法人農畜産業振興機構への売り渡し及び買い戻しの義務を課すとともに、でん粉原料用芋の生産者及び国内産芋でん粉製造事業者に対し、それぞれ交付金を交付する等の措置を講ずることとしております。また、これに伴い、砂糖の価格調整に関する法律の題名を砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に改めることとしております。

第三に、独立行政法人農畜産業振興機構について、新たにでん粉の価格調整の業務を行わせる等の措置を講ずることとしております。

なお、これらの措置を講ずることに伴い、甘味資源特別措置法及び農産物価格安定法を廃止することとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成一八年五月一八日）

稲葉大和君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の三法律案について申し上げます。

……………（略）……………

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案は、砂糖及びでん粉の原料作物の最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉の価格調整制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

四法律案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同月二十三日中川農林水産大臣並びに提出者山田正彦君からそれぞれ提案理由の説明を受け、四法律案を一括議題とし、四月五日から質疑に入り、慎重かつ熱心に審査を重ねてまいりました。

昨十七日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしました結果、山田正彦君外四名提出の食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一八年六月一四日）

岩城光英君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案は、品目横断的経営安定対策の導入に対応するとともに、国内産の砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、砂糖の価格調整制度における政策支援の手法の見直し、でん粉の価格調整に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、法案の審査に先立ち、福島県において集落営農等に関する現地調査を実施いたしました。

法案の審査は、三案を一括議題とし、農業現場への品目横断的経営安定対策の周知の状況、担い手の経営規模要件の在り方、兼業、小規模農家への国の対応策、集落営農の組織化に当たっての課題とその解決策、過去の生産実績に基づく支払が農地の流動化や耕地利用率の向上に及ぼす影響、収入変動影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の実効性、

国内産サトウキビ、でん粉用カンショ及び麦の販路の確保、農地・水・環境保全向上対策と中山間地域等直接支払制度との整合性等について質疑が行われました。

また、旭川市において、地方公聴会と大規模水稻農家等に対する現地調査を実施したほか、八名の参考人から意見の聴取を行いました。これらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して松下委員より三法律案に反対、自由民主党及び公明党を代表して岸委員より三法律案に賛成、日本共産党を代表して紙委員より三法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。